

さいたま市保健所 保健所管理課の事業概要

さいたま市保健所保健所管理課における保健事業についての概要を記載しております。各事業の報告数については、「保健事業統計～保健所・母子保健課・保健センター～」をご覧ください。

1 新任地域従事者研修

「保健師人材育成プログラム(改訂版)」「地域保健従事者人材育成プログラム(精神保健福祉士編)」等に基づき、新任保健師・精神保健福祉士等を対象に、3 か月ごとの Off-JT(集合研修)と OJT(職場内研修)、3 か月ごとの教育担当者研修による人材育成を行っている。保健師については、各所属にてキャリアラダーも活用している。

2 保健所等職員専門研修(Off-JT)

「さいたま市地域保健従事者研修実施要綱」等に基づき、公衆衛生分野に従事する専門職等の資質及び能力の向上を図ることを目的に、研修を主催し実施している。このほか、国や研修専門機関等が実施する主要な研修に職員を派遣している。

〈 根拠法令等 : さいたま市地域保健従事者研修実施要綱 〉

3 保健師活動体制強化事業

公衆衛生看護専門職としての保健師の活動体制の強化を目的に、新任保健師トレーナーの派遣、保健師人材育成体系検討会議を行っている。

4 保健統計調査

(1)人口動態調査(毎月) ※基幹統計

出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の「人口動態事象」を把握する。

(2)人口動態職業・産業調査(5年に1回)

人口動態事象と職業及び産業という社会経済的属性との関連等を把握する。

(3)国民生活基礎調査(毎年) ※基幹統計

保健・医療・福祉・年金・所得等の国民生活の基礎的事項を把握する。

(4)医療施設動態調査(毎月) ※基幹統計

医療施設(病院・診療所)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握する。

(5)医療施設静態調査(3年に1回) ※基幹統計

医療施設(病院・診療所)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握する。

(6)患者調査(3年に1回) ※基幹統計

病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにする。

(7)受療行動調査(3年に1回)

受療の状況や受けた医療に対する満足度等を明らかにする。

(8)医師・歯科医師・薬剤師の届出及び医療関係従事者の届出(2年に1回)

医師・歯科医師・薬剤師及び医療関係従事者の従事の実態を把握する。

5 学生実習及び臨床研修医の受入れ

保健所・保健センターでは専門職育成の目的で、「さいたま市学生実習受入れ要綱」に基づき学生を受け入れている。

また、保健所では「埼玉県医師臨床研修(地域保健)実施要綱」及び「埼玉県歯科医師臨床研修(地域保健)実施要綱」に基づく臨床研修医の受入れも行っている。

6 医務・医療監視

保健所では、市内の病院、診療所、助産所、歯科技工所及び施術所の開設等に関する事務及び衛生検査所の登録・検査に関する事務並びに医療監視を行っている。

〈 根拠法令等 : 医療法第 7 条第 1 項、法第 7 条第 2 項、法第 7 条第 3 項、法第 8 条、法第 8 条の 2 第 2 項、法第 9 条第 1 項、法第 9 条第 2 項、法第 12 条第 2 項、法第 15 条第 3 項、法第 18 条ただし書き、法第 25 条第 1 項、法第 27 条、医療法施行令第 3 条の 3、令第 4 条、令第 4 条の 2 第 1 項、令第 4 条の 2 第 2 項、歯科技工士法第 21 条第 1 項、法第 21 条第 2 項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 9 条の 2 第 1 項、法律第 9 条の 2 第 2 項、法律第 9 条の 3、柔道整復師法第 19 条第 1 項、法第 19 条第 2 項、臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項、法第 20 条の 4 第 3 項、法第 20 条の 5 〉

7 医療安全相談

患者・家族等と医療機関等の信頼関係の構築を支援するため、保健所に「医療安全相談窓口」を設置し、患者・家族等からの苦情や相談等へ対応、医療機関の案内を行っている。

〈 根拠法令等 : 医療法第 6 条の 13、さいたま市医療安全支援センター設置要綱 〉

8 衛生免許事務(埼玉県への経由事務)

保健所では、医師・歯科医師等の厚生労働大臣免許及び調理師・准看護師等の知事免許の申請受付等の事務を行っている。